保護者の皆様へ　　浴光保育園　園長

幼児・児童・生徒が学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法第１９条により、医師が感染の恐れがないと認めるまで登園できないことになっております。下記の感染症と診断された場合は、施設までお知らせください。また、登園するときは、証明書あるいは報告書を施設に提出してください。

保護者のみの受診で証明書を発行してもらうことはできません。

	学校感染症名	登園停止期間の基準	書類
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで	医師が記入した証明書 様式１ ※１・２は様式１-２
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）**※1**	発症後 5日（発熱の翌日を１日目として）を経過し、かつ解熱後 3 日（幼児は3日）を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで	
	麻しん（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退後 2 日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症※２	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで	
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により **園医**・その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢	治癒するまで出席停止が望ましい	
	腸管出血性大腸菌感染症	医師において感染のおそれがないと認められるまで出席停止	
	腸チフス、パラチフス	治癒するまで出席停止が望ましい	
	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで出席停止(水泳禁止)	
	帯状疱疹	小・中学生は登校可（提出書類なし）。但、就学前は治癒するまで出席停止（証明書必要）	
	Ａ型肝炎	肝機能が正常になれば**登園可**	
	急性Ｂ型肝炎、Ｃ型肝炎	医師の判断による	
	疥癬	皮膚科医の許可により**登園可**。	
	感染性胃腸炎	症状軽減後、全身状態良好なら**登園可**	保護者が記入した登園届
	マイコプラズマ感染症	症状軽減後、全身状態良好なら**登園可**	
	溶連菌感染症	適切な抗菌薬療法開始後 1～2日経過して、全身状態良好なら**登園可**、水泳可	
	手足口病、ヘルパンギーナ	全身状態良好なら	
	伝染性紅斑（りんご病）	全身状態良好なら**登園可**、水泳可	
	サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）、カンピロバクター感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、急性細気管支炎（ＲＳウィルス感染症など）、ＥＢウィルス感染症	症状軽減後、全身状態良好なら	
	単純ヘルペス感染症	局所症状のみならば登校可。発熱や全身性水疱あれば出席停止が望ましい。	
	伝染性膿痂疹（とびひ）	登園可：患部を覆って**登園可**、水泳は治癒するまで不可	病名報告
	伝染性軟属腫（水いぼ）	登園可：**登園可**、水泳は主治医の指示に従う	
	アタマジラミ	登園可：**登園可**、水泳は主治医の指示に従う	
	カンジダ感染症	登園可：**登園可**	
	白癬感染症（特にトンズランス感染症）	登園可：**登園可**。但、他人と直接接触避ける	

※基準は「学校において予防すべき感染症の解説」（公益財団法人　日本学校保健会 2018刊）

「保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）（こども家庭庁）（2023(令和 5)年５ 月一部改訂版）を参照

切り取って提出してください

※１・２インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症にり患した場合は，＜様式１-２＞を使用してください。

〈様式１〉

登園許可証明書

施設名　浴光保育園

組　　氏　名

※この枠内は保護者がご記入下さい

《病名》下記のうち該当するものを丸で囲んでください

○第一種感染症　（病名　　）

○第二種感染症

・百日咳　・麻疹　・流行性耳下腺炎

・風しん　・水痘　・咽頭結膜熱　・結核

・髄膜炎菌性髄膜炎

○第三種感染症　（病名　　）

本日の診察の結果、上記疾病は、（　治癒　・　軽快　）しましたので、登園を許可します。

・発　症　日：　令和　　年　　月　　日

・登園可能日：　令和　　年　　月　　日

令和　　年　　月　　日

医療機関住所

医療機関名

医師氏名　　印